２　労働者の健康管理対策

（１）健康管理体制等を整備する。
① 産業医・衛生管理者・安全衛生推進者等を選任し、衛生委員会等を設置
（長時間労働に関する衛生委員会の付議事項については、次ページ参照）
②メンタルヘルス推進担当者の選任・相談窓口の設置・地域産業保健センター等外部の相談窓口の周知
③長時間労働の労働者の面接指導実施体制の整備
（ 労働者数が常時５０人未満の事業場では、地域産業保健センターの活用を図る。）
④ストレスチェック実施体制の整備（労働者50人未満の事業場は当分の間は努力義務）
⑤ハラスメント防止体制の整備（教育研修・相談体制・環境整備など）
（２）健康診断を実施し、適切な事後措置を行う。
① 健康診断を実施し、有所見者に対し医師等から、就業制限の要否等の意見聴取し、就業上の措置など適切な事後措置を講ずる。
② 脳・心臓疾患に関わる健康診断項目に異常な所見がある労働者を対象とする二次健康診断等給付を活用する。
（３）長時間労働の労働者の面接指導を実施し、適切な措置を行う。
（４）ストレスチェックを実施し、面接指導及び職場環境の改善等を行う。
（労働者50人未満の事業場は当分の間は努力義務）

健康診断とその後の手順

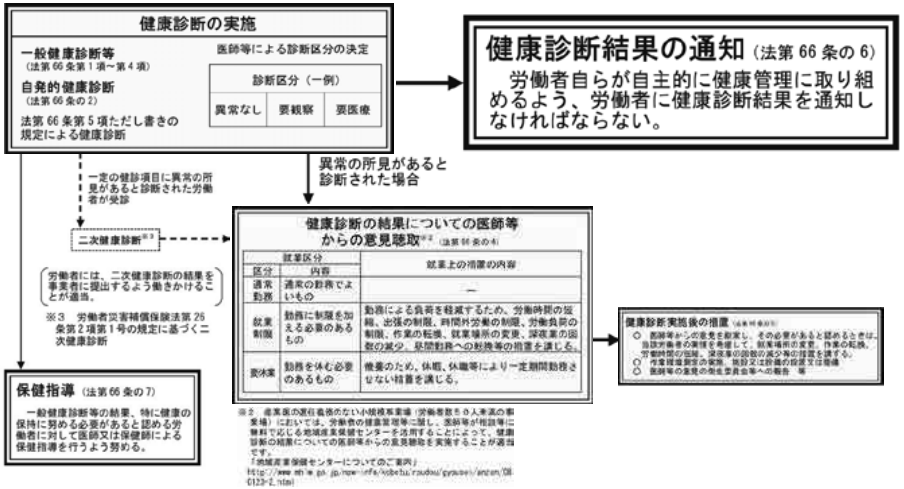

≪　２．長時間労働者等に対する面接指導の実施　≫

脳血管疾患及び虚血性心疾患等(以下、「脳・心臓疾患」という)の発症が長時間労働との関連性が強いとする医学的知見を踏まえ、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を行わなければならないこととされています。
また、この面接指導の際には、うつ病等のストレスが関係する精神疾患等の発症を予防するために、メンタルヘルス面についての配慮も望まれます。

３　長時間労働の労働者の面接指導制度の仕組みと流れ

【法第66条の8の3】【則第52条の7の3】【法第66条の8の4】
事業者は、すべての労働者の労働時間の状況を把握しなければならない。

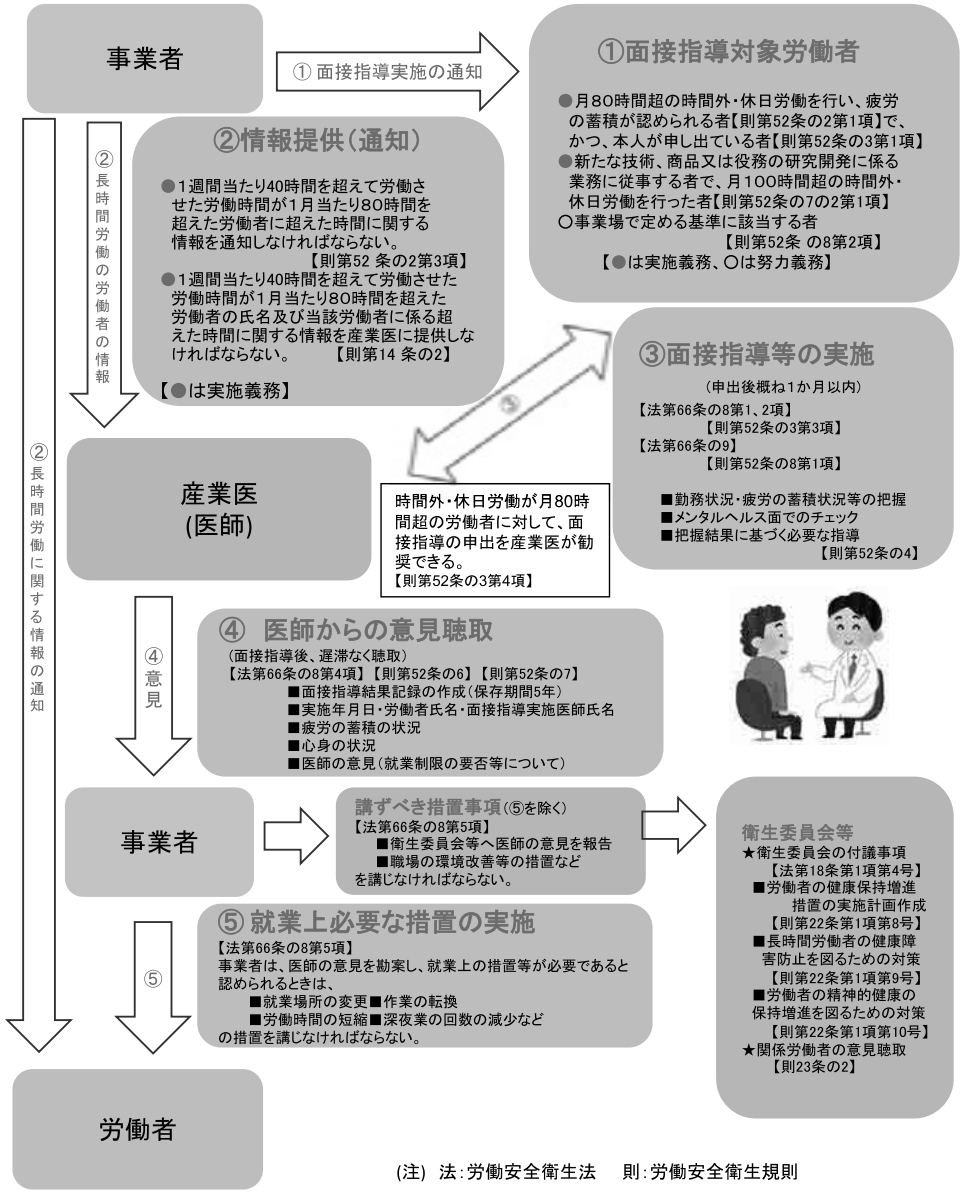

(注)　法：労働安全衛生法　　則：労働安全衛生規則